

南砺市こどもの権利推進に関するアクションプランの概要



このアクションプランは、条例の理念の実現を目指し、こどもの権利の普及・啓発に向けた取組や、こどもと、こどもに関わる大人に対する具体的な実践を総合的かつ計画的に進めていくための策定するものです。

対象期間：令和6年度から令和11年度までの6年間

I 基本理念

条例に込められた市民の願いをふまえ、基本理念を次のとおりとします。

「こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち」

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもや大人にも権利があることを学び、お互いを大切に作る社会の基盤をつくります。

一方で、大人の権利が守られる社会でなければ、こどもの権利保障は実現しません。こどもを支える大人が守られる環境づくりは、こどもを守ることに直結します。

こどもも大人も「一人ひとりの権利」を大切にし、対話を重ね、尊重し合うことが大切です。こども施策に取り組むことで、みんなが幸せに暮らせるまちの実現を目指します。

III 施策の方向

1 こどもの権利の周知啓発と理解促進

こどもも大人も権利について正しく理解できるよう周知啓発を行うことで、こどもが自分を大切に思えるよう働きかけます。(条例第2・3章)

(1)成果指標	(2)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
自分に良いところがあると思っているこどもの割合(%)	①こどもの年代にあわせて権利を学ぶ機会を提供する。 ②保護者や、保育・教育・療育など、こどもに関わる機関や地域組織が、それぞれ役割に応じて学習する機会を創出する。 ア)こどもの権利について イ)関わりに応じた内容	・【新】権利学習の実施 (こども課) ・【新】学習教材の作成 (こども課) ・【新】権利の絵本・本の配布 (こども課) ・【新】地域団体を対象とした勉強会の開催 (こども課) ・【新】パンフレットや動画を使った広報 (こども課) ・教職員研修 (教育センター) ・親学び講座・子育て講座 (生涯学習スポーツ課) ・人権啓発事業 (南砺で暮らしません課) など
①現状値(令和5年度)：小学生 80.6% 中学生 79.6%		
②目標値(令和11年度)：小学生 82.5% 中学生 81.6%		

※全国学力調査結果

2 こどもの意見表明・参加の促進

大人は、こどもが参加したり、意見を出したりすることができ、その意見が取り入れられるように、こどもの意見に耳を傾けともに取り組みます。(条例第2・3・4章)

(1)成果指標	(2)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
こどもと関わるのが幸せだと感じる大人の割合(%)	①こどもが主体的な活動に取り組める機会を創出する。	・【新】こどもが中心に企画・運営する活動等の支援 (こども課) ・【新】文化芸術アウトリーチ事業 (文化・世界遺産課) ・社会に学ぶ「14歳の挑戦」 (教育総務課) ・放課後子ども教室 (生涯学習スポーツ課) ・若者ネットワーク事業 (南砺で暮らしません課) など
①現状値(令和5年度)：81.8%		
②目標値(令和11年度)：83.6%		

※市民意識調査結果

3 こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり

家庭や保育園・幼稚園、学校、こどもに関わる機関や地域組織など、こどもが過ごす場所や関わることについて、環境を整えます。(条例第4章)

(1)成果指標	(2)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
こどもの意見を聴いて取り組んでいる事業の数	①市民団体と公的機関の連携体制を構築する。 ②こどもが参画できる仕組みを創る。 ③子育てに関わる大人の権利を守る体制を構築する。 ④こどもの居場所の在り方を検討・構築する。 ⑤不登校の子どもの居場所の確保に努める。	・【新】こどもに関わる機関のネットワーク構築(こども課) ・【新】ペアレントトレーニング (こども課) ・【新】図書館デジタル化推進事業 (中央図書館) ・【新】多文化共生社会形成事業 (政策推進課) ・小中学校ICT機器整備事業 (教育総務課) ・ふるさと教育推進事業 (教育総務課) ・学生健診事業 (健康課) など
①現状値(令和5年度)：3事業 ・ボクなん(若者ネットワーク事業) ・ふるさと教育推進事業 ・こども部会(こどもの権利事業)		
②目標値(令和11年度)：15事業		

※こども課調べ

4 こどもの権利侵害への対応

こどもが相談できる体制を整え、状況の改善・救済に努めます。また、社会と繋がりをもてるよう支援します。(条例第5章)

(1)成果指標	(2)新たな取組の視点	やるべきこと(主な具体的事業)
学校以外に社会との関わりを持つこどもの割合(%) (小中学校の不登校の児童生徒のうち、登校数としてカウントされる機関へ通っている児童生徒の割合)	①現状調査を実施し、南砺市の課題を検討する。 ②こどもが自ら発信できる相談体制を構築する。 ③こどもと、こどもに関わる大人が相談しやすい体制を創る。 ④第三者機関の設置に向けて検討する。	・【新】こどもの権利侵害調査 (こども課) ・【新】第三者機関の検討 (こども課) ・教育支援センターいおう教室運営事業 (教育総務課) ・スクールソーシャルワーカー・特別支援教育コーディネーター活用事業 (教育総務課) ・地区相談事業 (教育総務課) ・すこやか親子支援事業 (健康課) など
①現状値(令和5年度)：25.4%		
②目標値(令和11年度)：32.8%		

※教育委員会調べ

II 基本目標

条例の前文に込められた3つの願いをもとに基本目標を定めます。

1 こどもの「生きる力」を育む(前文 第1段落)

こどもが権利を保障され、差別を受けることなく、ありのままの自分が認められ、自分を大切に思えるようにすることで、自ら考え、自ら行動できる「生きる力」を育みます。

2 こどもの意見表明・参加の促進(前文 第2段落)

こどもが自分の考えを自由に表現すること、大人がこどもの思いを尊重し、意見に耳を傾け、自ら参加しようとする機会をつくり、支援することが必要です。こどもの意見表明は、こどもが意見を言うだけでは不十分であり、意見を聴く側の大人が、既成の概念にとらわれず柔軟性を持ち、こどもの意見を尊重し、共感・理解することにより実現します。

また、守り支える大人も同様に大切にされることで、心にゆとりが生まれ、こどもと大人の関わり、よい循環が生まれます。

3 こどもがすこやかに成長できる環境づくり(前文 第3段落)

こどもが安心して暮らせるよう、こどもの権利が守られる環境を整えます。こどもの視点、こどもに関わる大人の視点を取り入れた、権利保障の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

南砺市こどもの権利推進に関するアクションプランの概要

このアクションプランは、条例の理念の実現を目指し、こどもの権利の普及・啓発に向けた取組や、こどもと、こどもに関わる大人に対する具体的な実践を総合的かつ計画的に進めていくため策定するものです。

対象期間：令和6年度から令和11年度までの6年間

第2次南砺市総合計画

「誰ひとり取り残さない 誰もが笑顔で暮らし続けられるまちへ」

こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち

南砺市におけるこども施策を総合的に推進するため、一体的に策定し、こどもに関するすべての取組に、「こどもの権利」の視点を取り入れていく。

こどもに関する行政計画

第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画
第2次南砺市教育振興基本計画
南砺市こども計画
など

南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン

他の行政計画

南砺市第2期SDGs未来都市計画
男女共同参画推進プラン
食育推進計画
など

条例に基づく総合的な施策の推進

南砺市こどもの権利条例

I 基本理念

「こどもも大人もともに幸せに暮らせるまち」

II 基本目標

条例の前文に定められた3つの願いをもとに基本目標を定めます。

- 1 こどもの「生きる力」を育む(前文 第1段落)
- 2 こどもの意見表明・参加の促進(前文 第2段落)
- 3 こどもがすこやかに成長できる環境づくり(前文 第3段落)

ただただ「こどもを大切に！」という条例ではありません。
こどもの権利を保障するとともに、関わる大人も保障し、環境を整えます。



III 施策の方向

- 1 こどもの権利の周知啓発と理解促進
こどもも大人も権利について正しく理解できるよう周知啓発を行うことで、こどもが自分を大切に思えるよう働きかけます。(条例第2・3章)
- 2 こどもの意見表明・参加の促進
大人は、こどもが参加したり、意見を出したりすることができ、その意見が取り入れられるように、こどもの意見に耳を傾けともに取り組みます。(条例第2・3・4章)
- 3 こどもの権利保障の実現に向けた環境づくり
家庭や保育園・幼稚園、学校、こどもに関わる機関や地域組織など、こどもが過ごす場所や関わることについて、環境を整えます。(条例第4章)
- 4 こどもの権利侵害への対応
こどもが相談できる体制を整え、状況の改善・救済に努めます。また、社会と繋がりをもてるよう支援します。(条例第5章)